

基山町農業委員会会議録

平成28年8月2日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者 12名

欠席者 1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 石 正 人	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	西 依 義 實	出席	9	梁 井 正 義	出席
3	長 野 満 夫	欠席	10	舟 木 壽	出席
4	大 村 廣	出席	11	森 一 則	出席
5	坂 本 勇 一	出席	12	簗 原 茂 行	出席
6	熊 本 富 雄	出席	13	原 利 廣	出席
7	井 上 忠 雄	出席			

本会の書記 上田 智子

審 議 事 項

第14号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第15号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第16号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	4件
報告第12号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理報告	2件
報告第13号	農地法第18条の規定による届出受理報告	1件
その他(1)	切土届出の認定	1件
その他(2)	農地法第3条第2項第5号の下限面積の見直しについて	1件

審議開始 9時 00分
 審議終了 11時 00分

平成28年8月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成28年第8回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、1番委員と2番委員にお願いします。

早速ですが、審議に入ります。第14号議案農地法第3条の規定による申請があったので許可を求めます。第14号議案1番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第14号議案1番朗読

この件につきましては、売買による所有権移転となっております。

権利を取得しようとする農地については、所有者の規模縮小のため所有権移転の申請をされています。移転後も畑として利用する予定です。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農業機械の所有状況や農業従事の状況についても問題ないことから、全てを効率的に利用して耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、農作業に常時従事する条件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係については、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積は540㎡しかありません。本来でしたら下限面積である5反要件を満たす必要がありますが、その位置、面積、形状等からみて今回取得する隣接農地と一体化して利用しなければ利用することが困難と認められますので、農地法施行令第2条第3項第3号の適用案件に該当すると考えます。

最後に農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

申請地は、甘木鉄道立野駅付近の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、第14号議案1番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

1 2 番委員

現在所有の農地の横に家が建ち、ブロック塀ができて車の乗り入れが難しくなったため、農作業に支障をきたすので、隣の農地を1筆買い入れることになりました。耕作者については、定年退職後、奥様と2人で農作業に従事しております。

8 番委員

説明の中に、5反要件を満たしていないが…というのがありますが、補足説明をお願いします。

事務局

農地法施行令第2条第3項の適用案件として、その位置、面積、形状等からみて今回取得する隣接農地と一体化して利用しなければ利用することが困難と認められれば、5反要件を満たしていなくても買い入れは可能とあります。今回はその特例に該当するものということです。

議 長

他に意見はありませんか。

ないようですので、第14号議案1番については許可したいと思います、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第14号議案1番は全会一致で許可します。

次に、第15号議案1番を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

第15号議案1番朗読

この件につきましては、申請人が市街化調整区域の農地を宅地として転用するものです。分家住宅が建設される予定です。隣接農地の承諾書及び排水同意書もとられており、問題はないと考えます。農振除外の手続きも済んでおり、地元農業委員も確認をされております。

場所については、宮浦インター付近の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、第15号議案1番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありますか。

6番委員

娘さんが分家住宅を建てます。場所は、宮浦インターのちょっと下の、消防署から来た道のつきあたりです。父親の田を500㎡ほど分筆しました。排水や下水については承諾を得ており、問題ないと思います。

議 長

他に意見はありませんか。

ないようでしたら、第15号議案1番については認定したいと思います、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第15号議案1番は全会一致で認定します。

次に、第16号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申し出があったので、計画の決定を求めます。第16号議案1番を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

第16号議案1番朗読

1番については、借受人の要望により賃貸借権の設定をされます。設定期間平成28年8月1日から平成33年7月31日までの5年間で、貸借料は1筆10,000円です。

場所は、1区公民館付近の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、1番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

2番委員

前回盛土申請をされたところですが、水が来ないので田として使えず、畑として利用されるとのことで、玉ねぎを植えられる予定です。問題はないと思いま

す。

議 長

他に意見はありませんか。

ないようでしたら、第16号議案1番は計画決定したいと思いますので、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第16号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第16号議案2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第16号議案2番から4番までは関連がありますので、併せてご説明します。

第16号議案2番から4番まで朗読

2番から4番まで、全て貸手の経営規模縮小による賃貸借権設定となります。2番について、平成28年8月1日から平成38年7月31日までの10年間の設定期間で賃借料は1筆80,000円、3番については、平成28年7月1日から平成38年6月30日までの10年間の設定期間で賃借料は全筆400,000円、4番について、平成28年8月1日から平成38年7月31日までの10年間の設定期間で賃借料は1筆80,000円となっております。一般企業の農地借入の条件として、解除付きの契約であること、業務執行役員のうち1人以上常時従事すること、地域との協調及び連携についての確約等については全て書類を確認しております。

場所は、高速道路上りの基山パーキングエリア付近の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、2番から4番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

9番委員

地目は、3番が畑で果樹、2と4が田です。まず3番と話がついて、エミューを置くということになって、その後地続きの所を1カ月遅れで手続きしたというところです。稲が植わっているところは、収穫以降動かす予定です。日中は1人常駐するという事です。借入した土地の下にある水田の所有者には承

諾をとっています。上の方の田は自己保全となっているため、排水、汚水等に問題はないと思います。

議 長

他にご意見はありませんか。

1 番委員

小屋が建っているようですが、どのような状況ですか。今後、何羽くらい飼う想定でしょうか。多いなら、排水及び排泄物について配慮が必要だと考えます。

議 長

9 番委員さん、これは借り手が実際農作業をやるのですね。6 番委員さん、町内の業者との関係はどのようになっているのですか。

9 番委員

以前、養鶏をやっておられましたので、その名残で小屋があります。飼育についてはこの業者が常駐して行うということです。

6 番委員

今回の議案を見て、現地に行ったときは30羽ほどいたでしょうか。今回の土地の借り入れに関しては、町内の業者とは別に、この業者がやるということです。

議 長

町内の業者さんと今後軋轢等がないようにきちんと整理しながら、また、周囲に迷惑をかけないように事業を進めていってほしいと思います。他に皆さんから意見はございませんか。ないようでしたら、第16号議案2番から4番について、決定したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

それでは第16号議案2番から4番まで、計画決定します。

次に、報告第12号農地法第5条第1項第6号の規定による届出がありましたので、受理報告を行います。まず、12号1番について、事務局より説明を

お願いします。

事務局

報告第12号1番説明

報告12号1番は、市街化区域の農地を駐車場として転用するものです。水利組合等から排水同意書もとられており、地元農業委員さんも確認をしておられますので問題ないと考えます。市街化区域内の案件のため、会長専決により平成28年7月15日付けで受理通知書を交付しております。

場所は、高尾病院寮（マンション）の北側の圃場になります。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。地元農業委員さんから補足などありませんか。

7番委員

この圃場は、伊勢山神社の西側になります。きやま台住宅の中にあります。相続により引き継がれた土地でしたが、今回売るということになりました。この畑は、軽トラックも入らないような細い道しかなく、隣接の土地の所有者以外買い手がありませんでした。また区境のため、両方の区長から排水同意をもらっておりますので、問題はありません。

議長

他にご意見はありませんか。無いようでしたら、報告12号1番を終わります。次に、報告第12号2番を、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第12号2番・3番は関連がありますので、併せてご説明します。

報告第12号2番・3番説明

報告12号2番・3番は、市街化区域の農地を駐車場及び自動車整備工場として転用するものです。水利組合等から排水同意書もとられており、地元農業委員さんも確認をしておられますので問題ないと考えます。今回、排水同意について、県境でしたので小郡市農業委員会に協議をいたしました。協議の結果ですが、特に問題ないとの回答をいただいております。なお、市街化区域内の案件のため、会長専決により平成28年7月21日付けで受理通知書を交付しております。

場所は、伊勢前交差点付近の圃場になります。

議 長

只今事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。地元農業委員さん、補足などありませんか。

7番委員

場所は、小倉の山本倉庫南側の田です。これより下は、もう田はありません。今度埋め立てるところに浄化槽を付けるということで、排水には問題ありません。田の側溝には流さないということです。

議 長

他にご意見はありませんか。無ければ、報告第12号2番・3番を終わります。次に、報告第13号農地法第18条の規定による届出受理報告を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第13号1番説明

報告12号2番・3番との関連で、貸人の要望により賃貸借の合意解約が行われたものです。

議 長

只今事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。地元農業委員さん、追加説明等ございますか。

7番委員

3年契約で借りていたものですが、今回解約に至ったものです。特にありません。

議 長

他にごいませんか。無いようでしたら報告第13号を終わります。

次に、その他(1)切土届について、認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

その他(1)説明

その他(1)について、当初平成26年7月1日から2年間届出があつてお

りまして、今回はさらに2年間、平成30年6月30日まで延長を行うものです。

場所は、基山パーキングエリア上り付近の圃場になります。

議 長

只今事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。地元農業委員さんから、補足説明等ございませんか。

9番委員

当初2年間ということでしたが、延長されています。あと1年程度で切土は終了し、整地込みで2年間ということです。これまでの2年間で特に問題はあっておりません。

議 長

他にご意見はございませんか。無ければ、その他（1）の認定について、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

全員一致により、その他（1）については認定します。

それではここで、休憩をとります。10時25分まで休憩いたします。

休憩（10分）

議 長

それでは、再開します。

次に、その他（2）農地法第3条第2項第5号の下限面積の見直しについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

その他（2）説明

議 長

只今事務局より説明がありましたが、みなさんの意見を伺いたいと思います。

ひとつおりみなさんの意見をうかがっていきましようか。

1 番委員

30 a でいいと思います。

2 番委員

30 a でいいと思います。

4 番委員

30 a でいいと思います。なかなか農家でも50 a のところは無いでしょう。問題ないと思います。

5 番委員

概ね40%なら20 a でもいいと思います。そうすると参入しやすくなる。

6 番委員

30 a でいいと思います。

7 番委員

新規就農が参入しやすいようにということであれば、買うだけでなく借りるのに制約はありますか。もし無いのなら、50 a のままでいいと思います。

8 番委員

30 a でいいと思います。ただ、今後のことを考えると、どうでしょうか。現在も、高齢者とか勤めに行つてあるとか貸してあるとかで、既に耕作している面積は小さいが、30 a にした時に小さな農家ばかりになってしまうのではないのでしょうか。また、毎年見直すと言いながらころころも変えられない。しかし、制度の中で緩和措置があるのなら、新規就農を促すとか政策的な面で、30 a というのはあるでしょう。

9 番委員

企業の農地購入を考えると、50 a の方がよい。新規就農で土地を買うとはあまり考えられない。また、利用権設定については制約がないので、50 a でよいのではないのでしょうか。

10番委員

目的が新規就農等を促進するためというなら、今までの50aを下げても30aが適当ではないでしょうか。

11番委員

30aでいいと思います。新規就農等を促進するという目的が果たしやすくなる。

12番委員

新規就農については、現状の施策で対応できると思います。別段面積を設定することにより、他地域からの就農者が入ってきたときに、共乾の維持等に課題が出るのではないのでしょうか。また、大型化を進めようというときに、30aにするのはいかかなものなのでしょうか。

議長

ひとつおりみなさんから意見がでました。他に付け加えたい方いらっしゃいますか。

事務局

補足の説明をします。企業の農地所有についてですが、一般企業については現在農地を購入することはできません。農地所有適格法人になると農地の購入は可能ですが、売上げの半分以上が農業によるものであるといった条件があります。また、別段面積については毎年見直すもので、現状で良くなければ50aに戻すことは可能です。

議長

県内他市町の状況はどうなっていますか。

事務局

県内では、太良町及び佐賀市の山間部で別段面積が設定されております。あと、佐賀市の方で1aの農地付き宅地というのがあります。その他は、今のところありません。

9番委員

逆に、家庭菜園で農地を取得できる方法はありませんか。

事務局

農地の取得はできませんが、市民農園法とか特別農地貸付法とか貸し借りができる法律はあります。

議長

だいたい意見は出たようですが、採決はいかがでしょうか。もう少し協議を重ねて、来月の農業委員会で採決しましょうか。理由等、もう少し考えておいてください。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成28年 8月 2日

署名人

議 長

委 員

委 員